

吸収分割に係る事前開示書面

(会社法第 782 条第 1 項および会社法施行規則第 183 条に定める書面)

令和 6 年 1 0 月 2 3 日

株式会社アダストリア

2024 年 10 月 23 日

各位

茨城県水戸市泉町三丁目 1 番 27 号

株式会社アダストリア

代表取締役 福田 三千男

会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に規定する

吸収分割に係る事前開示事項

(吸収分割株式会社)

当社は、2024 年 10 月 23 日付で当社と株式会社アンドエスティ（本店所在地：東京都渋谷区渋谷二丁目 21 番 1 号渋谷ヒカリエ 27 階。以下「吸収分割承継株式会社」といいます。）との間で締結した吸収分割契約に基づき、2024 年 12 月 1 日を効力発生日として、当社を吸収分割株式会社とする吸収分割（以下「本件吸収分割」といいます。）を行うことといたしました。

本件吸収分割に関する事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収分割契約書の内容（会社法第 782 条第 1 項）

2024 年 10 月 23 日付で当社と吸収分割承継株式会社が締結した吸収分割契約書は、別添のとおりです。

2. 本件吸収分割の対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 1 号）

本件吸収分割に際し、吸収分割承継株式会社は普通株式 1 株を発行し、当社に対して交付いたします。交付株式数は、当社が吸収分割承継株式会社の発行済株式の全部を保有していることを踏まえて、当社と吸収分割承継株式会社との協議により決定したものであり、相当であると判断しております。

また、吸収分割承継株式会社の資本金及び準備金の額は変動いたしません。

上記の内容については法令の範囲内で定めており、相当であると判断しております。

3. 剰余金の配当等に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 2 号）

該当事項はございません。

4. 本件吸収分割に係る新株予約権の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 3 号）

該当事項はございません。

5. 吸収分割承継株式会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第 183 条第 4 号）

(1)吸収分割承継株式会社の成立の日における貸借対照表の内容

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(純資産の部)	
現金及び預金	10 百万円	資本金	10 百万円
資産合計	10 百万円	負債・純資産合計	10 百万円

(2)吸収分割承継株式会社の成立の日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はございません。

(3)吸収分割承継株式会社の成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はございません。

6. 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 183 条第 5 号）

該当事項はございません。

7. 当社及び吸収分割承継株式会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 183 条第 6 号）

本件吸収分割後の当社及び吸収分割承継株式会社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況等を勘案すると、その負担する債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は、現在予想されてございません。また、吸収分割承継株式会社に承継される債務は、当社が重畳的債務引受または免責的債務引受を行います。

以上より、本件吸収分割後における当社及び吸収分割承継株式会社の債務について履行の見込みがあると判断しております。

8. 吸収分割契約等備置開始日後吸収分割が効力を生ずる日までの間に、上記の事項に変更が生じたときにおける変更後の当該事項（会社法施行規則第 183 条第 7 号）

変更がありましたら、ただちに開示いたします。

以上

吸収分割契約書

株式会社アダストリア（以下「甲」という。）及び株式会社アンドエスティ（以下「乙」という。）は、甲の「アンドエスティ」というサービス名称で運営している EC モール運営事業及びこれに付随関連する事業（以下総称して「本事業」という。）に関して有する権利義務を乙が承継する吸収分割（以下「本吸収分割」という。）に関し、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条 （分割当事会社の商号及び住所）

本吸収分割における吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は、次のとおりである。

(1) 甲：吸収分割会社

商号 株式会社アダストリア

住所 茨城県水戸市泉町三丁目 1 番 27 号

(2) 乙：吸収分割承継会社

商号 株式会社アンドエスティ

住所 東京都渋谷区渋谷二丁目 21 番 1 号 渋谷ヒカリエ 27 階

第2条 （本吸収分割）

甲は、本契約の定めるところにより、吸収分割の方法により、甲が本効力発生日（第 7 条に定義する。）において本事業に関して有する第 3 条第 1 項に規定する権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第3条 （承継する権利義務）

1. 乙が本吸収分割により甲から承継する資産、債務、契約その他の権利義務は、別紙「承継権利義務明細表」に記載のとおりとする。
2. 甲から乙への債務の承継は、重疊的債務引受けの方法によるものとする。ただし、この場合における両者間の最終的な債務の負担者は乙とし、承継される債務について、甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対してその負担の全部を求償することができる。
3. 前項の定めにかかわらず、甲から乙への甲が運営するポイントプログラムに係る債務（アンドエスティ会員規約に基づくアンドエスティ会員に対する債務を含む。）の承継は、免責的債務引受の方法によるものとする。

第4条 （分割対価）

乙は、本吸収分割に際し、普通株式 1 株を発行し、前条第 1 項に規定する権利義務の対価として甲に対して交付する。

第5条 （資本金及び準備金の額に関する事項）

乙は、本吸収分割により、資本金及び準備金の額を増加しない。

第6条 （株主総会の承認）

1. 甲は、会社法第 784 条第 2 項の定めにより、会社法第 783 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ることなく本吸収分割を行う。
2. 乙は、本効力発生日の前日までに、本契約の承認及び本吸収分割に必要な事項について、会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得るものとする。

第7条 （効力発生日）

本吸収分割が効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2024 年 12 月 1 日とする。ただし、本吸収分割の手續上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲及び乙が協議し合意の上、変更することができる。

第8条 （競業禁止義務）

甲は、本吸収分割に関して、競業禁止義務を負わない。

第9条 （本契約の解除）

甲及び乙は、本効力発生日の前日までの間、合意により本契約を解除することができる。

第10条 （規定外事項）

本契約に定める事項のほか、本吸収分割に関し必要な事項は、本吸収分割の趣旨に従い、甲乙協議の上でこれを決する。

（以下、本文余白）

本契約締結の証として本書を2通作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

2024年10月23日

甲：茨城県水戸市泉町三丁目1番27号

株式会社アダストリア

代表取締役 福田 三千男

乙：東京都渋谷区渋谷二丁目21番1号 渋谷ヒカリエ 27階

株式会社アンドエスティ

代表取締役 木村 治

承継権利義務明細表

甲が乙に承継させ、乙が甲から承継する資産、債務、契約その他の権利義務は、甲が本効力発生日の前日の終了時において有する次に記載する権利義務とする。

1. 資産

本事業に属する以下の資産。

現預金

2. 債務

本事業に属する以下の債務。

甲が運営するポイントプログラムに係る債務

3. 契約

本事業に属するアンドエスティを含む EC モールへの出店に係る契約、アンドエスティを媒体として用いた広告掲載サービスに係る契約、倉庫寄託契約、その他一切の契約（ただし、雇用契約、及び本吸収分割契約による契約上の地位の承継につき契約の相手方の承諾を要する契約であって、本吸収分割契約の効力発生日の前日までに当該相手方の承諾を得られなかった契約を除く。）であって、本効力発生日の前日の終了時に有効なもの。なお、乙は、本効力発生日後、甲の届出に係る倉庫寄託約款及び料金をそのまま実施する。

なお、乙は、本吸収分割に際し、甲の従業員との雇用契約を承継しない。甲は、本効力発生日後、本事業を円滑に運営するために必要な人員（倉庫管理主任者を含む。）を、乙に出向させる。

4. 許認可

本事業に属する許可、認可、承認、登録、届出等のうち、法令上承継可能なもの（倉庫業登録を含む。）。

以上